

ドナー休暇制度導入についてのお願い

毎年国内では新たに数万人の方が重い血液の病気を発症しており、約2千人の患者さんが骨髄バンクを通じて骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）を探しています。

また、ドナーに選ばされると、平日日中に検査等のため医療機関へ出向いていただく必要があり、多い場合で8回前後、10日以上仕事を休まなければならないことがあります。

ドナー休暇制度とは？

「ドナー休暇制度」とは、骨髄バンクのドナーとして、骨髄・末梢血幹細胞を提供するために、検査、面談、入院などに必要な休暇を、勤務先が特別休暇として認める制度です。ドナーが協力しやすい環境をつくるため、本制度の導入をぜひ御検討ください。

ドナー休暇を与えた企業・団体への支援について

ドナーに対しドナー休暇を与えた企業・団体へ助成を行っている市町村があります。

詳しくは千葉県ホームページを御確認ください。

千葉県 HP「骨髄等移植におけるドナー支援事業について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/kotuzui/donasienzigyou.html>



ドナー休暇制度を既に導入している企業様へ

日本骨髄バンクに「導入連絡書」を提出すると、日本骨髄バンクホームページ上のドナー休暇制度導入企業一覧に掲載されます。

詳しくは骨髄バンクホームページを御確認ください。

公財) 日本骨髄バンク HP「ドナー休暇・公欠制度」

<https://www.jmdp.or.jp/donation/donorsupport/donorleave.html>



【お問い合わせ先】

千葉県 健康福祉部 薬務課 企画指導班

電話：043-223-2614 FAX：043-227-5393

ホームページ：<https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/>